

第51回日弁連人権擁護大会 第3分科会プレシンポジウム 「貧困ニッポン ワーキングプアをなくすために」

人権擁護委員会 格差問題部会 部会長 林 治 (60期)

9月2日、弁護士会館講堂クレオにて、第51回日弁連人権擁護大会・プレ企画「貧困ニッポン ワーキングプアをなくすために」が開催された。当日は、若い人の参加も目立ち、参加者数は182人と多く、用意した資料もすべてなくなってしまうなど、ワーキングプアの問題の関心の高さが感じられた。

第二東京弁護士会庭山正一郎会長の挨拶に続いて、橋本佳子会員から現代のワーキングプア問題の要因となった労働法制および社会保障制度について問題提起がなされ、次に東京都の松本功氏より東京都住居喪失不安定就労者サポート事業の内容について報告がなされた。

その後、岡部卓教授（首都大学東京）、水島宏明氏（日本テレビディレクター）、河添誠氏（首都圏青年ユニオン書記長）、棗一郎弁護士（二弁）の各氏をパネリストとしたパネルディスカッションが行われた。

水島氏は、取材を通じて感じたこととして、がんばり続けても貧困から抜け出せない状態に最後は自分なんかどうでもいいと思ってしまうということを取材映像も交えて報告した。そして、雇用の細切れ化・不安定化という働き方が問題であることと、心のケアも含めたサポートが貧困に陥った人たちには必要であると述べた。

岡部教授は、雇用対策・住宅対策、年金などの各種社会保障制度、生活保護制度の各セーフティーネットがいずれも不十分であるから、失業、病気などになると生活に困窮してしまうことになる。東京都の政策も給付でなく貸付であるなど不十分な点が多いので、都が国に働きかけてもいい制度をつくるべきであると述べた。



河添氏は、自分が関わった事例をもとに労働者のおかれている劣悪な実態を報告し、ワーキングプアは単に賃金が低だけでなく様々な人権侵害が行われていることを告発した。その上で、違法行為を正すために労働基準監督署の機能強化の必要性を強調した。

棗弁護士は、自分が担当した事件を紹介し、非正規労働者は単なる雇用の調整弁としてしか扱われていない実態を報告した。そして、弁護士の役割としては、今ある法律を守らせることも当然であるが、労働法制を改正することも求めるべきであると述べた。

そのほかにも、実際に派遣社員として働いていた方へのインタビューや、コーディネーターの森川清会員から日弁連が調査を行った諸外国の労働・社会保障制度に関する制度の紹介もなされた。

時間が長引いたにもかかわらず、途中退出者もほとんどなく、社会保障や労働法制の問題、労働組合や弁護士の果たすべき役割などを考えるきっかけとするにふさわしいプレシンポであった。